

(番 号)

(日 付)

租税特別措置法第 46 条の 3 第 1 項に規定する事業所内託児施設である旨の確認書
交付申請書

(あて先)

滋賀県知事

(施設設置者) 印

租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 46 条の 3 第 1 項及び租税特別措置法
施行規則 (昭和 32 年大蔵省令第 15 号) 第 20 条の 19 第 2 項の規定に基づき、下記の
施設が租税特別措置法第 46 条の 3 第 1 項に規定する事業所内託児施設に該当するも
のである旨の確認書の交付を申請します。

記

施設の名称	
施設の所在地	滋賀県 (注 1)
建築年月日	年 月 日
事業開始年月日	年 月 日
設置者	
設置者の住所	
管理者 (施設長)	
乳幼児 1 人あたりの施設の面積	平方メートル (注 2)
乳幼児の収容定員	ア 次世代育成支援対策推進法第 12 条第 3 項に規定する 中小事業主 イ それ以外 上記ア・イいずれか該当する方に をつけること。 収容定員： 名 (注 3)
調理室の有無	調理室 (有 ・ 無) (注 2)

保育室について	(1)満2歳未満の乳幼児1人当たりの保育室の面積 平方メートル (2)満2歳以上の幼児1人当たりの保育室の面積 平方メートル (3)乳児と幼児の保育を行う場所が区画 (されている ・ されていない) (4)適当な採光及び換気の設備 (有 ・ 無) (5)保育室を2階以上の階に設置する建物である場合につ いて児童福祉施設最低基準の要件に (適合している ・ 適合していない) (注2)
便所について	(1)手洗い設備 (有 ・ 無) 保育室及び調理室と区画 (されている ・ されていない) (2)個数： 個 (注2)
消火用具、非常口 その他非常災害に 必要な設備	消火用具(有 ・ 無) 非常口(有 ・ 無) その他の設備() (注2)
保育士の数	人
医療を受けること ができる体制	添付書類のとおり(注4)
託児施設の利用者 数	総数： 名 (うち雇用する労働者の数： 名)(注5)

(注) 申請書提出に当たっての注意事項

申請書に記載する内容については、各事業年度終了日現在において記載し、次の項目については内容の確認ができる書類を添付して下さい。

- (1) 施設の所在地については、租税特別措置法施行規則第20条の19第1項第1号の規定に適合するものであることが確認できるもの。

当該施設の所在図・設置図について、当該施設を設置する法人の事業所との位置関係や労働者の通常の通勤の経路が分かるよう表示して下さい。

- (2) 及び から までの内容が確認できるもの(例えば、建物の規模・面積及び構造が分かる図面等)

- (3) 乳幼児の収容定員については、約款その他(パンフレット等)の書類により明示されているもの。

(4) 医療を受けることができる体制については、緊急事態対応が可能な医療機関等の連絡先等が明示された一覧表

(5) 託児施設の利用者数については、租税特別措置法施行規則第 20 条の 19 第 1 項第 6 号の規定に適合するものであることが確認できるもの。

利用している乳幼児氏名・年齢及びその保護者氏名（従業員、一般を明記）の一覧を添付して下さい。